

まちづくりの基本方針

基本構想の将来目標の実現に向けては、行政だけではなく、本市の定住人口、交流人口、そして、関係人口⁴(人、企業、団体等を含む。)が、それぞれ主体的にまちづくりに参画し、持てる力を発揮することが重要であり、そのための環境を整えることが必要です。

本市では、「平和都市宣言(昭和33年(1958年)8月10日制定)」及び「鎌倉市民憲章(昭和48年(1973年)11月3日制定)」の制定、御谷騒動⁵を契機とした「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の制定、三大緑地(常盤山・広町・台峯)の保全をはじめ、数多くの市民活動による共創の歴史があり、こうした活動が現在の本市のまちづくりの礎となっています。

しかしながら、昨今の人口減少や人口構成の変化(老年人口割合の上昇・生産年齢人口割合の低下)に伴う地域活力の低下、人口減少とバランスの取れていない土地利用に起因する生活様式の変化に伴う地域コミュニティの関係変化(希薄化)等は、本市がこれまで築いてきたまちづくりの礎にも大きな影響を与えています。さらに、人口減少や人口構成の変化は、財政運営をはじめとした都市経営全体に大きな課題を投げかけています。加えて、様々な社会事情に起因する市民生活の変化、国際的な課題である地球温暖化への対策(緩和策・適応策)等により、市政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境においても、市民が安心して自分らしく暮らすためには、それぞれに適した生活環境が維持・創出されることによる心理的安全が確保されている中で、個々人だけの生きがいや幸せだけではなく、身の周りの人の生きがいや幸せも感じることができる社会が必要です。

そして、こうした社会を維持・創造するためには、地域や個人が抱える課題を地域や周囲の人とともに解決できる環境づくりが重要であり、様々な課題をこれまで以上に自分事として捉え、その解決に取り組む過程を通じて「人」や「地域」が成長するという好循環を築くことが重要です。

今こそ、本市のまちづくりの礎である共創によるまちづくりの流れを再興させ、それぞれの市民が、自身の課題に関わる関係者との連携を深めながら、その課題を解決する「地域」を形成し、この「地域」に様々な人が関わることで、これまでの地域による活動・活躍の枠を超え、「地域」がさらに発展する社会を構築する必要があります。

そして、こうして構築された社会が、今後継続・拡大する課題である地域コミュニティの活性化、地域防災力の強化、地域子育て支援、地域福祉の推進、長寿社会のまちづくり等を解決することで、これまで以上に人口減少が加速化し、行政だけによる課題解決が困難となる中でも持続可能なまちを創造できます。

そこで、様々な人が、お互いを認めあいながら「地域」に関わり、課題解決に取り組むことができる社会の実現＝**「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」**をまちづくりの基本方針とし、行政として、それぞれの持てる力を発揮できる「地域」を整えます。

4. 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

5. 昭和35年(1960年)頃から鎌倉市で始まった宅地造成ブームにより、鎌倉の歴史上、風致上とても重要な場所である鶴岡八幡宮の裏山・御谷もその対象となり、この開発を懸念した一般市民、学者、僧侶等が中心となり反対運動を展開し、最終的に昭和39年(1964年)に設立された公益財団法人鎌倉風致保存会による残地買収を以て終結した騒動(反対運動)。

